

活動・事業体系

当人(及び家人)に対する生活支援

1. 相談支援と権利擁護の普及・推進
 - a. 相談支援体制基盤づくり
 - ア. 相談支援スタッフの育成
 - イ. 指定相談指定事業の開始
 - b. 情報提供事業の充実
 - ア. 会報・HPの活用、会議の開催等
 - c. 権利擁護の普及・推進
 - ア. 会報・HPの活用、会議の開催等
2. 生活支援活動・事業の提供及び充実
 - a. 生活支援サービスの提供
 - ア. 居宅介護
 - イ. 移動支援
 - ウ. 放課後活動及び一時預かり
 - エ. 宿泊
 - オ. 移送サービス
 - カ. 訪問看護
 - b. 上記サービスの充実
 - ア. スタッフの増員(看護師・事務員を含む)
 - イ. 個別支援計画の充実
 - ウ. 活動場所の増設
 - c. 新たな支援サービスの創設
 - ア. 日中活動スペースの開設
 - イ. 療養通所介護事業の指定
 - ウ. 重度障害者等包括支援事業の指定
 - エ. 居住スペースの創設計画(ケアホーム)
 - d. 医療的ケアの充実
 - ア. 訪問看護事業の充実(b-ア)
 - イ. 医療・保健機関とのネットワーク強化
 - ウ. サービス利用困難者への積極的な支援

法人スタッフ及び関係者等に対する事業(活動)

1. 地域生活支援及び権利擁護意識の普及・推進
 - a. 定期的なスタッフ研修等の開催
 - ア. 実地訪問研修の開始
 - イ. 招待講師による研修の実施
 - ウ. 医療的ケア実施者養成研修の実施
 - b. 地域での活動の実施
 - ア. 地域の祭りなどへの出店
2. 法人の運営・将来構想についての確認
 - a. 定期的な運営会議の実施
 - b. 利用者・関係者みなさんとの協議会の開催